入　札　情　報
Ｒ８　公募型指名競争入札

公表日 令和８年１１月５日

次により、公募型指名競争入札を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)及び高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をＦＡＸで送信してください（ＦＡＸによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。）。

公募型指名競争入札の解説など
- 入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- 上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページ「事業者の方」→「入札・契約情報」→「契約監理課ホームページ」に掲載しています。
- 参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を１１月１０日(火)までに市場管理課に提出する必要があります。御注意ください。
- 表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

１　入札に付する業務	高松市中央卸売市場青果棟自動検針システム設備保守点検業務委託
２　仕様書	高松市中央卸売市場青果棟自動検針設備保守点検仕様書 機器仕様　系統図　平面図
３　業務の履行場所	高松市朝日町三丁目８番２５号 高松市中央卸売市場青果棟
４　履行期間	契約締結日から令和９年３月３１日まで
５　最低制限価格	設定しない
６　予定価格	非公表
７　入札保証金	免除
８　契約保証金	要しない
９　支払条件	完了払

１０　入札参加条件	（１）　申請日現在、高松市の令和８～１０年物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿の業種名「建築設備保守点検」の営業種目「その他の建築設備の保守点検」に登載されている市内企業であること(市内企業及び準市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。)。 （２）　高松市公募型指名競争入札試行要領第４条第１項第１号及び第５号から第７号までに掲げる要件を満たすこと。 （３）　高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）に基づく指名停止期間中でないこと。 （４）　指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
１１　入札参加申請	入札参加を希望する者は、参加申請書(指定様式)を提出すること。 申請受付ＦＡＸ番号　087-862-3417 ※　受信確認のため、ＦＡＸ送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に電話連絡すること（電話番号 087-862-3411）。 ※　指定様式は次のとおりです。 公募型指名競争入札参加申請書
１２　参加申請書提出期間	令和８年１１月５日（木）から１１月１０日（火）まで（同日午後３時必着）
１３　指名(非指名)通知	（１）　通知は、令和８年１１月１１日（水）までにＦＡＸで送信する。 （２）　指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。
１４　現場説明	実施しない。
１５　質問及び回答	（１）　本業務の内容に質問がある場合は、令和８年１１月１２日（木）午後３時までに質問書を市場管理課にＦＡＸで送信すること。 質問受付ＦＡＸ番号　087-862-3417 ※　指定様式は次のとおり 質問及び回答書 （２）　質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表します。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければなりません。 ア　公表期間　令和８年１１月１６日（月）から１１月１７日（火）まで イ　公表方法　市ホームページ上で公表します（公表は期間初日の午後１時までに開始します。）。 ※インターネット環境が未整備の場合、電話で、上記の公表内容についてファクシミリ送信を依頼することができます。

１６　入札書の提出期間及び提出先	（１）持参又は郵送による （２）提出期間　令和８年１１月１８日（水）から 令和８年１１月２０日（金）まで （３）提出先　高松市瀬戸内町３０番５号 高松市卸売市場　管理棟　４階管理事務所 （注） １　持参の場合は、上記提出期間のうち、日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日を除く日の午前８時３０分から午後５時までに提出。 ２　郵送の場合は、提出期間の最終日の午後４時３０分までに必着させなければならない。	
１７　開札	日時	令和８年１１月２４日（火）　午前１０時
	場所	高松市卸売市場　管理棟４階　会議室
１８　再度入札	有（入札書の提出期間及び開札日時は次のとおり） 提出期間　令和８年１１月２５日（水）から 令和８年１１月２６日（木）まで 提出先及び注意事項 上記「１６　入札書の提出期間及び提出先」に同じ。 開札日時及び場所 日時：令和８年１１月２７日（金）　午前１０時 場所：高松市卸売市場　管理棟４階　会議室	
１９　入札参加者の心得等	入札参加者の心得	
２０　委任状・入札書等	委任状　入札書　委任状及び入札書の記載例 入札書封筒の表(おもて)に貼り付ける様式及び郵送用封筒宛名	
２１　契約条項	契約書・契約約款	
２２　問合せ先	高松市瀬戸内町 30 番５号 高松市卸売市場市場管理課（担当　小竹・三宅） TEL：087-862-3411　FAX：087-862-3417	

【注意事項】

（１）　落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

（２）　入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4並びに「入札参加者の心得」による。

（３）　「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」をはじめ、重要事項を記載している。

（４）　開札は、入札の末日の翌日（市の執務日）に行う。

（５） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（全契約期間における総額とする。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。

（６） 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

（７） 契約保証金は、次に定めるところによる。

ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額（長期継続契約の場合は、１年当たりの額に換算した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき高松市契約規則第23条第２項において規定する担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ 契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

（８） 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

（９） 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後10日以内に、次に掲げる書類を持参により提出しなければならない。

ア 記名押印した契約書

（１０） 契約書の作成を要しないとして特に指示した場合は、別途指定する期限までに市場管理課に請書を提出すること。

（１１） 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第２６号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第２６号を適用し指名停止をする場合の運用基準（抄）

１　要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

（１）　予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

（２）　入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

（３）　監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

（４）　市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

（５）　執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

（６）　暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

（７）　市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

もっと高松トップページ（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp）≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））。

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

（１）　所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（２）　雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労

働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

（５） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

（６） （１）から（５）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。